

山梨県公報

号外第十一号

令和二年

三月十一日

水曜日

目次

公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十一日

山梨県公安委員会

委員長 石川 恵

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 情報発信に関すること。

第三条の四第二項中「第三条第六号から第十一号まで」を「第三条第六号から第十二号まで」に改める。

第四条の三に次の一項を加える。

2 監査室においては、第四条第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

第六条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とする。

第六条の二第二項中「前条第三号から第八号まで、第十八号及び第十九号」を「前条第三号から第八号まで及び第十七号から第二十一号まで」に改める。

第六条の四を削る。

第十七条の二を削り、第十七条の三を第十七条の二とし、第十七条の四を第十七条の三とする。

第二十二条第一項中「、情報発信戦略室」及び「、試験場」を削り、「、室長又は場

長」を「又は室長」に改める。
第二十三条の二第一項中「、情報発信戦略室」及び「、試験場」を削る。
第三十七条第二項中「五九八人」を「五九四人」に、「七九五人」を「七九一人」に、「一、〇八四人」を「一、〇八八人」に、「二、一八三人」を「二、一八七人」に改める。

別表第一総務の部県民広報相談センターの款中

広聴・広報

広聴・広報

を

広聴・広報

広聴・広報

に改め、同表警務の

部中

企画室

企画第一

企画第二

企画室

を

企画室	
企画第一	企画第一
企画第二	企画第二

企画第一	企画第一
企画第二	企画第二
文書・情報公開	法制・文書審査
文書管理・情報公開	

に改め、同部情報発信戦略室の款を

庶

削り、同表捜査第一の部中

庶務

庶務

を

企

務
画・指導

庶務

画・指導

企画・指導

に改め、同表運転免許の部を次のように改

める。

運転免許										
都留分室		免許		講習		行政処分		庶務		
高齢運転者支援	試験	免許	免許第二	免許第一	高齢運転者支援	適性検査所	講習	行政処分第二	行政処分第一	庶務

試験

試験第一

試験第二

教習所指導

別表第二甲府警察署の部刑事第一の款中「刑事庶務」を「庶務」に改め、同部刑事第

二の款中

知能犯第一

を

庶務

知能犯第一

に改め、同部組織

犯罪対策の款中

組織犯罪対策第一

を

庶務

組織犯罪対策第一

に改め、同

表南甲府警察署の部刑事第一の款中「刑事庶務」を「庶務」に改め、同部刑事第二の款

中

知能犯第一

を

庶務

知能犯第一

に改め、同部組織犯罪対

策の款中

組織犯罪対策第一

を

庶務

組織犯罪対策第一

に改め、同表南ア

ルプス警察署の部刑事の款中「刑事庶務」を「庶務」に改め、同表韮崎警察署の部刑事

第一の款中「刑事庶務」を「庶務」に改め、同部刑事第二の款中

を

知能犯
庶務

に改め、同表北杜警察署の部警務の款警備の項を

知能犯

削り、同部中

交通

交通

を

警備
交通

に改め、同表鯉沢警察署の部警務の款警備の項を削り、同部

交通
警備

中

交通

交通

を

警備
交通

警備
交通

に改め、同表南部警察署の部警務の款警備の項を削り、同部中

交通

交通

を

警備
交通

警備
交通

に改め、同表笛吹警察署の部刑事第一の款中「刑事庶務」を「庶務」に改め、同部

刑事第二の款中

知能犯

を

知能犯
庶務

に改め、同

表日下部警察署の部刑事の款中「刑事庶務」を「庶務」に改め、同表富士吉田警察署の
部刑事第一の款中「刑事庶務」を「庶務」に改め、同部刑事第二の款中

知能犯

を

知能犯
庶務

に改め、同表大月警察署の部刑事の款中「

刑事庶務」を「庶務」に改め、同表上野原警察署の部警務の款警備の項を削り、同部中

交通

交通

を

警備
交通

警備
交通

に改める。

別表第三日下部警察署の部山梨市駅前交番の項中「山梨市上神内川七二の七」を「山梨市上神内川一六四二番地」に改め、同表富士吉田警察署の部富士山駅前交番の項中「上吉田東五丁目」の次に「上吉田東六丁目、上吉田東七丁目、上吉田東八丁目、上吉田東九丁目」を加える。

附 則

この規則は、令和二年三月十九日から施行する。